

日本人ビザ申請者へのガイドライン(No.1)

(VISA Guidelines No.1 for Japanese Nationals)

全ての必要書類は **A4 サイズ用紙**で**英文**のものを提出すること。日本語の書類は**英文訳**を必ずつけること。
いずれも**原本とコピー**を各書類に添付してビザ課まで提出して下さい。

A. 観光ビザ取得に必要な書類

1. 写真(3.5 x 4.5cm) 1枚をはり、**英文**で正しく記入したビザ申請書。
2. パスポート (有効期限まで 6 ヶ月以上+滞在日数あるもの)
(氏名、生年月日等の記載ページをコピーし、原本と共に提出すること)
3. 往復航空券、または予約確認書
4. 銀行の預金通帳 (又は残高証明書)、経済的能力を証明するもの
5. 会社員の場合 : 雇用証明書 (英文) 又は (経営者の場合) 会社の登記簿謄本と英文訳
6. 学生の場合 : 在学証明書と有効な学生証 (英文)
7. 無職/学生の場合 : 配偶者又は親からの身元保証書 (ビザ課窓口にて取得)
(その際、身元保証人の身分証明書と経済的能力を証明する書類を提出。)
8. フィリピンのスポンサー(知人、受入団体等)からの滞在中の保証を含めた招待状 (英文)
とそのスポンサーの身分証明書 (パスポート又は運転免許証等)
スポンサーが外国籍の場合、有効期限内のフィリピン共和国発行のビザのコピー
9. スポンサーがない場合はホテル予約証明書 (原本とコピー1枚)
(旅行代理店で発行してもらえる)

B. ビジネスビザ取得に必要な書類

1. 写真(3.5 x 4.5cm) 1枚をはり、**英文**で正しく記入したビザ申請書。
2. パスポート (有効期限まで 6 ヶ月以上+滞在日数あるもの)
氏名、生年月日等の記載ページをコピーし、原本と共に提出すること
3. 往復航空券、または予約確認書 (原本とコピー1枚)
4. 日本にある派遣元会社等からの推薦状。宛先はフィリピン共和国大使館ビザ課。
該当者の雇用事実・派遣の事実・旅行にかかる全費用の保証等明記の上、上司がサインすること。
5. フィリピンにある受入先会社等からの招待状。旅行の目的・旅程・該当者全員の氏名・フィリピン国内の連絡先等明記すること

重要事項

- *ビザ担当官が必要と判断したときは追加書類の提出を要請する場合があります。
- *ビザは申請後 5 営業日後に発給されます。
- *ビザ料金の支払いに対してビザ発給の保証はいたしません。支払い後返金は致しません。(電算機で印刷済みのもの)
- *申請書類に不備がある場合は、受付できません。
- *ビザ発給はフィリピンへの入国を保証するものではありません。
- *フィリピン入国の最終決定は全て法務省フィリピン入国管理局によります。
- *このガイドラインは予告なしに変更されることがあります。

フィリピン共和国大使館 : 住所 : 〒106 - 8537 東京都港区六本木 5 - 15 - 5

領事部ビザ課 Fax:03-5562-1598 Email: visa@philembassy.net (英語のみ対応)

業務日 : ビザ課/認証課は月曜日～木曜日 (金土祝祭日は除く)

申請受付 : 午前 9:00～12:00 発給 : 午後 1:30～3:00